

障第29号
平成29年4月6日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」
の一部改正について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から、別添
のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

（主な改正概要）

- 職業安定局が所管する各種雇用関係助成金について内容変更及び名称変更に伴う見直し
- 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）については、平成29年5月1日以降に雇い入れられた利用者より、暫定支給決定の有無に関わらず、継続して雇用することが確実であると認められる場合は受給対象となることに伴う見直し

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	山 田	担当	小 川
電話	058-272-1111 内 2686		
FAX	058-278-2643		